四国山地における蜂須賀氏入部反対運動

山 幸 彦

丸

はじめに一問題の所在

大屋平(美馬郡種野山)の松家長大夫が名西郡上山村(大本屋平(美馬郡種野山)の松家長大夫が名西郡上山村(大た。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。③後に北(喜多)六郎三郎が祖谷山の土民を説服した。

この説が提出されてから八十年近くたつが、この間この年(一五九〇)には平静に帰した。 だ、祖谷山のみ抵抗がつづき六年間に及んだが、天正十八

本史料』第十一編之二十が公刊され、天正十三年九月二日ず、定説として定着している。二○○○年代に入り『大日説にたいする批判的な検討は管見の限りではなされておら

関係史料が整理されているので、あらためてこれにもとづノ平定ニ奔走セシ森正則・伊澤頼綱等ノ功ヲ褒ス」の項に

「是ヨリ先、蜂須賀家政、阿波ニ入ル、是日、国内ノ土冦

き桑田説をみなおしてみたい。

に区分される。第一のグループは仁宇谷・大粟山・種野山この項におさめられた史料は基本的には二つのグループ

での反対運動にかかわる由緒書・系図類である。このうち

粟山)の反民を鎮め、山田宗重が仁宇谷を平定した。④た

付として兼松惣左衛門・久代市兵衛・黒部兵蔵が仰付けら 収められており、天正十三年八月国中の仕置きのために目 村・美馬郡木屋平村)については、「伊澤文三郎系図」が 接する大粟山(現名西郡神山町)と種野山(現麻植郡美郷 それへの鎮圧行動に参加したとしている。また仁宇谷に隣 宇谷之民不服者」「仁宇谷溢者一党」が蜂須賀氏に抵抗し、 次第之事」(仁宇村柏木氏蔵)、などが収められており、「仁 浅先祖相伝次第之事」(木頭村湯浅氏蔵)、「仁宇先祖相続 仁宇谷(現那賀郡鷲敷町・相生町など)にかかわっては「湯 其年次ヲ詳ニセズ、姑ク左ニ掲グ」として『祖谷山舊記』(以 逆徒を平定したとする。 した、中世にさかのぼる喜多家の由緒書であり、『大日本 延享元年(一七四四)年に祖谷山政所喜多源治が藩に提出 下『舊記』と略記する)の関連部分を収める。『舊記』は は「ナホ阿波祖谷山ノ百姓抗拒シ、家政之ヲ鎮ムルコト、 さらにこの第一・第二のグループの後に『大日本史料』

抗する賊のために殺されたので、家政は援軍を送りそれら

ついての記述、すなわち「私先祖北六郎三郎同安左衛門美 史料』に収められているのは、蜂須賀氏入部直後の動向に

が蜂須賀氏にしたがわぬ祖谷山豪族を鎮圧し、これが喜多 斬捨或搦捕罷出候、…」として蜂須賀氏入部直後、喜多家 徒誅罰奉乞請、方便を以、過半降参仕候、…不隨族は、 馬郡一宇山に罷在、兼而祖谷山案内の儀に御座候へは、 -80 -

『大日本史料』所収史料のあり方をふまえてみると、桑

家が祖谷山を専制的に支配する契機なっていることを述べ

どは一揆に同心せず、伊澤らと上山村の粟飯原源左衛門も

粟の者と行動をともにしたが、三木村(種野山内の村)な て、大粟山で兼松惣左衛門が殺害された、また木屋平も大 れ、見分していたところ、仁宇山・大粟山の者が一揆を企

久代・黒部に加担し一揆を追い払い両人を無事徳島に送り

届けたとされている。

第二のグループは『蜂須賀家政公阿波国御入国并御家繁

ている部分である。

宇谷に、兼松惣左衛門を祖谷山に遣わしたが、いづれも抵 プの『伊澤文三郎系図』および『舊記』を接合させており、 のままうけいれており、③は『蜂須賀家記』と第一グルー 田説の①・②は第二グループの『蜂須賀家記』の記述をそ

として浮かびあがってくる。いる。そしてこの桑田説については、つぎの三点が問題点に任命されたとあることをもって祖谷山一揆の終末としてそして④は『舊記』に天正十八年十二月北六郎三郎が定使

祖谷山における動きについて、『舊記』が由緒書として書第一点は入部反対運動のなかで重要な位置を占めている

ている問題である。これは桑田氏以降も同様であり、上記おこなわないままに、その記述に全面的に依拠してしまっかれているにもかかわらず、その記述について史料批判を祖谷山における動きについて、『舊記』が由緒書として書

入部反対運動が長宗我部元親の秀吉への降伏、それにつづの記述がそのまま事実として使われ続けている。第二点は

以外の史料からみるという方法をとる。

稿では分析対象からは除外し、祖谷山については『舊記』

える必要がある。第三点は反対運動を近世の百姓一揆の初伊予四国またがる四国山地全域での動きの一環としてとらみとらえることはできないのであり、阿波・土佐・讃岐・なされたことにたいして起こっていることを見落としていく秀吉の四国国分の結果として阿波国に蜂須賀氏の入部がく秀吉の四国国分の結果として阿波国に蜂須賀氏の入部が

は平安時代末以来高度な展開をとげてきている中世の山所という問題である。大粟山・種野山・祖谷山・仁宇谷など発としてとらえ、中世からの連続面についての分析がない

拠点に活動する在地豪族の存在を前提にしなければ、このしてきている場で起こっている。このような中世的な村を中世を通して独自な山の世界として中世村落が豊かに展開領であるという事実にしめされているように、反対運動は

本稿はこの三点から桑田説の見直しをおこなう。その際、

運動は正当に評価できないはずである。

にしてはそのままでは使えないということをふまえて、本る天正祖谷山豪族一揆の記述については、史料批判をぬき第一点について、『舊記』における蜂須賀氏入部に反対す

第一章 反対運動の二つの段階ー南家由緒書を中心に―

内容をもつので検討する。記』以外の史料から反対運動をみるという点では興味深い記』以外の史料から反対運動をみるという点では興味深い本家にあたる一宇山の南(小野寺)家の由緒書がある。『舊

わらず埋もれてしまっている史料の一つに祖谷山喜多家の

天正年間の祖谷山について言及がなされているにもかか

史料一

土州長宗我部元親ト及合戦、朽田ヲ一宇山へ引籠罷在候。 領地仕彼所ニ住居仕罷在候処、其後小野寺備中守代ニ至、 正平七年後村上院御綸旨頂戴仕阿州阿波郡朽田五ケ庄数代

略)…夜通二落行候処、右源六並倅八蔵、右六郎三郎並倅 之出城御追罰被為遊候ニ付、右軍勢一宇山江馳入、 備中守嫡子小野寺源六二男六郎三郎住居仕罷在候。然所天 正十三年乙酉中春、瑞雲院様御入国被為遊、長宗我部所々 … (中

安右衛門其外一族数多召連出向、山上ゟ大石を穿懸及一戦

一、美馬郡岩倉山曾江山之住人往古乱々と落籠居申士族共

付帰陣仕候、

… (後略) …

源六ヲ被召出相鎮候様被為仰付奉畏、弟六郎三郎並倅共其 瑞雲院様御入国被為遊候得共、御下知相背御敵対候ニ付、 余一族召連彼地江立越、方便ヲ以討亡無異儀奉入御手候…

(中略) :

六並倅八蔵六郎三郎倅安右衛門其外一族数多召連彼地立越 略)…其時源六六郎三郎被為召右悪党等征伐可仕旨被仰付 奉畏則一宇山二罷在者隣山之儀、兼而案内之事候得者、源 被為遊御召候得共、不奉応御国命奉御敵対候ニ付、…(中 一、美馬郡祖谷山往来名主共…(中略)…瑞雲院様御入国

> 与無相違為下置候、不相降族ハ斬捨或ハ搦捕出申候、… (中 計略ヲ以、過半降参仕セ則降人之者共召連罷出持懸名職申

略) ::

一、天正十四丙戌年初冬土州勢不相鎮奉御敵対シ付

瑞雲

退申候ニ付、猶亦有瀬口相堅メ居申候所相引可申旨御意ニ 時山上ゟ矢先ヲ揃射立候。…(中略)…土州勢不并して引 付奉畏罷越候処、土州勢祖谷山御境目へ出張罷在候ニ付此 も御状ヲ以右御出陣之趣被仰下候上猶亦御人数之御先被仰 院様御出陣被遊旨御書被為下并稲田小八郎殿牛田掃部殿ゟ

ようになる。 史料一は天正年間までの部分であるがまとめるとつぎの

波郡朽田庄に居住した。小野寺備中守の時代に長宗我部元

小野寺八郎蔵人は村上天皇より綸旨を頂戴し、

以後阿

2 天正十三年に蓬庵が入国し元親を追討するが、備中守 親と合戦し、一宇山に籠もった。

に敗退する長宗我部を攻撃した。 の嫡男小野寺源六、次男六郎三郎らも一族をひきつれ土佐 美馬郡岩倉山・曽江山の住人は蜂須賀氏入国に敵対し

3

た。源六が召しだされ相鎮るよう仰せ付けられ、弟の六郎 まずこの付属の三通についてみておく。

三郎や倅を引き連れて討ち滅ぼした。

祖谷山の名主は御召に応ぜず、追罰の人数を差しむけ

たが悪党らに抵抗された。この時源六・六郎三郎らに悪党

討伐を仰せつけられた。源六は祖谷山の事情に通じていた ので、一族を引き連れて彼地にいき、名主らの過半を降参

させ、したがわない者は切り捨てた。

5 天正十四年初冬、土州勢が鎮まらず敵対するにつき、

源六・八蔵も人数に召された。土州勢は祖谷山境目の山に 田小八郎・牛田掃部両人からも出陣の旨を仰せくだされ、

土州に秋長(蓬庵)様が出陣する旨の御書が下された。稲

まで押し寄せてきたが八蔵らはそれをくいとめ、さらに有

状

史料二一②

九月三十日

南源六・同八蔵宛稲田小八郎書

瀬口をも固めた。

緒書』のみにあらわれる事項である。しかも、5項の末尾 について『舊記』ではまったくふれられておらず『南家由 である。ただし、5で記述されている長宗我部氏との戦い この由緒書のうち1~4の内容は『舊記』と大枠で同じ

史料二一①

九月二十九日 貞光谷・弥谷宛秋長催状

内者也、事候間、□□兵糧相宛可召連候、得其意、早々可 急度申遣候、仍近々土佐へ出陣付而、其元之者共彼表案

九月廿九日 秋長御印判 致用意候、為其如此候也

弥谷中 貞光谷中

態以被参候、無何事夕部には着城候、秋長様も昨頃猪山

へ被成御着舟候、就其近々土佐へ御働可被成由に候、其口

可申入候、と如此候、八蔵ハすくニいの山御見廻ニ被越候 合申儀候間、此者参着次第父子なから御下地何事も面にて より御人数被遣候はん条、随分才覚候へ、尚々意に少々談

用意可然候、かしこ

稲田小八郎

九三十日

□□ (花押)

従来の研究史で取りあげられてこなかったものであるが、 の御返書一通三通あり」とされ関連文書も添付されている。 に「右の御書一通、稲田小八郎様の御状一通、牛田掃部様

南 源六殿

ī

八蔵殿

史料二一③ 十月十日 南源六宛牛田掃部書状

先々急可申談候也 尚尚土佐へ御働之其日は□無之間其御心得可有候、

預御状候、具拝見候、仍土佐表御働付而、其方もにろう

間 可在候、我らかたより両国衆之儀へ左右可申上との御□之 讃岐衆迄相触事候、両国之衆□□□候、やかて土州へ御働 存申候、先々洩可申談候、就其御働候其日の儀承候、伊予 間、大略山分より可参候、左候者我等儀は有瀬口へ可参迄 申上候へ共、是非共山分より罷出候へとの、阿州より□候 口より出候由承候、尤大儀候、尚々我等儀海部へ可参候由 御承遣来相定候、海部へも人を付置候間、 御左右旨可

掃部

申入候、恐々謹言

十月十日 (花押)

南源六殿 まいる

いずれも欠年文書であり、史料二ー①は蜂須賀蓬庵の祖

とみてよく、三通は一連の文書とみなすことができる。 である。二通とも日付からみて同①をうけてだされている 郡脇城の城代であり、同③の牛田氏は三好郡池田城の城代 該当する。同②の稲田氏は蜂須賀氏配下の有力武将で美馬 ある。本文5項でいう秋長公の土州への出陣命令がこれに 谷山・一宇山など貞光川流域の山間部土豪への動員命令で

史料三

彼表案内者之事候間、兵粮相宛可召連候、得其意早々可致 急度申遣候、仍而近々土佐へ出勢に付而、其元之者共、 猶々木頭中召連可罷越候、次其方扣高指遣者也

用意候、為其如此候也

九月廿九日 秋長

近藤助左衛門

在し いる軍勢催促状である。 雲院様土佐出勢案内書」という題名を付しておさめられて 関連して史料三をみておきたい。『阿波藩民政資料』に「瑞 (現海部郡木頭村)、国境をはさんで土佐国香美郡槙 木頭は那賀川上流域の山間部に所

意彼地御加勢ニ罷越様にと御書被為成下、其上扣高拝領可併諸事改役被為仰付置候処、土州乱国仕に付、蓬庵様為御書に「私先祖五代已前之近藤助左衛門義、土州境目おさえ山に接している。同じ近藤家所蔵の近藤家八代孫兵衛の控

との国境に出陣したことは後にまで語り伝えられていた。乱国仕に付」とあるのが上記の動きを指し、近藤家が土佐能被為……在所之者共召連罷越彼地…」とあるが、「土州

史料三と史料二―①は同一日付であり、内容も「土佐表

このうち「にろう」は現高知県物部村上韮生(にろう)をし、その際は「有瀬口」へいくことになる、と述べている。出撃すべきであるとのことであるので、そのようになろう部」の方に行くべきであると申しあげたが、「山分」より出車した二―③によると、前半で源六が「にろう口」より出陣した二―③によると、前半で源六が「にろう口」より出陣した

問題はこの「土佐表」がどこを指すのかであるが、史料

祖谷山村有瀬をさす。有瀬から高知県大豊町岩原(近世のあり(徳島県側からは笹越えと呼ばれている)、この峠が「にあり(徳島県側からは笹越えと呼ばれている)、この峠が「にあり(徳島県側からは笹越えと呼ばれている)、この峠が「にるのうち「にろう」は現高知県物部村上韮生(にろう)をこのうち「にろう」は現高知県物部村上韮生(にろう)を

要な道路の一つになっている。「山分」は土佐と国境を接豊永郷岩原)に抜ける道は古くから阿波と土佐とを結ぶ主

する阿波国西部の山間部をさす。

木頭と土佐国槙山は四つ足峠で境を接している。『長宗我が木頭の近藤氏にあててだされていることに注目したい。そして「海部」は海部郡を指すが、史料三の軍勢催促状

であり、史料二の三通はその関連史料とみるべきである。

争は天正十三年の四国国分にかかわって起こっている紛争

地として紛争の焦点の一つとなっており、それ故に近藤氏 堂」が現存する四つ足堂であると考えられ、この峠も境の 部地検帳』に「阿波大堺ハ傍ニ峯堂限」とあり、この「峯

るとしているのが妥当であろう。

以上、仁字谷・大粟山・種野山での入部反対行動が沈静

城谷村史』の著者である近藤辰郎氏が十三年に起こってい 後にそれへの抵抗として起こったとみるべきであり、『山

が出陣を命ぜられていた可能性が高い。 さらに、祖谷山に隣接し同じく土佐に接している山城谷

においても入部反対運動が起こっている。史料として存在 に従い罷出、右悪党之内へ方便を以て、人質を取り、降参 被為召候得共、不奉応御国命、…此時大野左兵衛、御下知 由緒書『大野素性記』に、「天正十三年家政公御入国の砌 するのは由緒書と口碑のみであるが、まず大野名大野氏の

仕らせ、…」とあり、山城谷の土豪に抵抗され、大野氏が

召しだされ一揆対策にあたっている。さらに藩政期初期に

須賀側に組織された豪族であり、三氏とも由緒書があり、 大黒氏(上名)・藤川氏(下名)も蜂須賀氏入部に際し蜂 は山城谷の一部になっていた三名村の西宇氏(西宇名)・ いづれも反対派豪族の切り崩しへの参加が記述されてい

> 二段階にわけることができるということである。すなわち、 第一段階は入部直後からはじまり九月初頭には沈静化をみ 地を舞台にして起こっている反対運動は時間的・地域的に

こっているということがあきらかになった。これは四国山 入部反対運動およびそれと密接にかかわった国境紛争が起 よび南部の木頭山など阿土国境沿いの地全域をまきこんで 化した直後の九~十月段階に、西部の山城谷と祖谷山、お

土佐と直接国境を接する地での動きである。 と一体となって進行している祖谷山・山城谷・木頭山など は九月末から十月にかけて顕在化している、阿土国境紛争

ている仁宇谷・大粟山・種野山での動きであり、第二段階

反対運動の基盤としての中世惣村と一両具足

特質についてみておきたい。この場の特質として二点をあ つぎに入部反対運動が起こっている四国山地という場の

行動は『大野素性記』がのべているように蜂須賀氏入部直 ととし、西宇氏由緒は触れていない。しかし、このような 正十三年のこととし、大黒氏・藤川氏の由緒は十四年のこ る。それが起こっている年について、『大野素性記』は天

かに展開していることである。第一段階の運動が展開して げることができる。その第一点はこの場では中世山村が豊

物成之儀は依年之風儀共給人と相対可有納所候、依如件

天正十七年十一月二十五日

別枝山惣中

高木□□ 武藤□□

(花押) (花押)

後の藩政村に継承されていく名によって構成されている いる種野山は鎌倉末期には東山・戸山・三木などおおむね

る第一段階関係史料のなかに、(天正十三年)九月二日と が、この種野山について、『大日本史料』に収められてい

みつき・かし原名主・百姓中宛の二通は「仁宇・大粟百姓 のうち住友彦兵衛・住友五郎右衛門・伊澤志摩宛、および いう同一日付の合計三通の藩主感状がふくまれている。こ

である。このうち「みつき・かし原名主百姓中」あての感

共、非儀之働」に対する鎮圧行動に加わったことへの感状

系譜的には鎌倉末期の三木名・柏原名に連なる。それと関 よばれており、いづれも種野山を構成する山(村)であり、 状について、「みつき」は三木山、「かし原」は柏原山とも

史料四

当山預書物之事

弐百四拾参石 相定候

但下別枝共に

連して史料四をみておく。

政治的にも自立的に行動できる山(村)とよばれる中世惣 ことからみて種野山は年貢上納や検断の主体となり、 治的な判断で親蜂須賀氏の側にたって行動しており、この ことはまちがいない。三木山・柏原山は山(村)独自の政 と同じく村高を給人との相対で決める自立性をもっていた ともに種野山を構成している山(村)であり、別枝山惣中 映とみてよい。三木山名主百姓中と柏原山名主百姓中は、 高を定めているのは、中世以来の惣村の自立性の高さの反 して領国支配者を直接村内部にはいらせず両者の折衝で村 確定していったもの」とする。ここににみられる検地に際

村の集合体、その意味で惣村連合としての性格をもってい

量を勘案しながら、領主と有力農民との相対により村高が

地にかかわる史料であり、宇山孝人氏は「中世以来の年貢 これは種野山を構成する山の一つ別枝山の天正十七年検

— 87 —

るとみてよいことになる。

さらに、貞光川流域山間部に所在する口山は天正十七年

検地段階では尾山名・宮内名など合計十六個の名から構成

は口山を構成する名の名高の総計として計算されており、

されているが、宇山氏はこの検地に際し、口山全体の村高

その名高は農民らとの相対で定められていたことをあきら

れが種野山の別枝山と同じく惣中であり、口山はそれら惣 かにしている。つまり口山を構成する十六個の名はそれぞ

村の連合体としての惣村連合になっている。

平安時代末以来の山所領の発展をふまえれば、阿波側の

種野山・祖谷山・山城谷・仁宇山、土佐側の韮生郷・豊永

なっているが、名を構成要素とした中世的な惣あるいは惣 郷など四国山地全域が戦国末期には山・谷・郷と名称は異

村連合が高度な発達をとげている地域になっていたとすべ

四国山地という場の特質として第二にみておく必要のあ

きである。

十三年の時点では伊予を攻撃中で、ほぼ四国一円を手中に (一五八二) の中富川の戦いを契機に阿波・讃岐を制圧し、 るのは長宗我部元親とのかかわりである。元親は天正十年

していた。元親が四国制覇の拠点としていたのは四国山地

る兵農未分離の農民的武士であった。 さらに元親軍団の基幹になっているのは一両具足とよばれ のただなかにある白地城(徳島県三好郡池田町)であった。

沢繁氏によるとこの郷は近世においては十四の村から成り をみておく。木頭山と境を接している槙山郷について、秋

両具足について、土佐国香美郡槙山郷・韮生郷の場合

立っており、おのおのに名本がおかれていた。天正十六年

足である。これら槙山衆の長宗我部氏への服属は元親の父 るが、主力は所領一~三町余の五名であり典型的な一両具 全体を覆っており、七町から五反までと所領規模の差はあ の長宗我部地検帳によると、当郷は十三人の給人の給地が

谷山とも境を接している韮生谷(韮生郷)について、同地 転戦していた。さらに、槙山と谷を隔てており、かつ東祖 国親の代から始まっており、四国統一戦では阿・讃両国を

検帳によると十二名十二村で構成され、八町~五反規模の

具足になっていたとする。 (E) 各名は一名=一扣主(給地ではなく、藩主直轄地)になっ ているが、これら扣主=名主層も野中氏を寄親とする一両

同地検帳を分析した間宮尚子氏は四十四名(村)を①名本 また、西祖谷山と境を接している長岡郡豊永郷について、

長宮元親判

が本地登録人である名(村)、②単独の本地登録人により

類し、このうちの③が給人屋敷で構成される村であり、給 率いられる名、③本地登録人が複数の給人よりなる村に分

人の延べ人数は七十五名にのぼるとする。氏は在地小給人

すけをひ殿

< ほ殿

西 殿

山における高取名主家である西山家の由緒書での記述をみ このような土佐国側の状況とかかわって、 史料五の祖谷

ており、かつ香長平野から白地城に至る道筋にある点で豊 永郷と同じである。この祖谷山で西山・久保・菅生の諸家

ておきたい。祖谷山は豊永郷と同じく名を基本に構成され

親のもとで先祖が戦っていたことは誇るべき事績として記 あたえられたとしている。これは祖谷山名主にとって、元 が元親のもとで土佐・当国 (阿波)・伊予・讃岐で知行を

憶されているということであるが、西山家などの先祖は元

史料五

なしてよいとする。

若狭)に代表される七十名余の在地小給人は一両具足とみ いう伝承があるところから、二郎三郎(あるいはその親の 狭は元親に仕え、天正初年の讃岐藤目の戦いに参加したと 木名の本地登録人(名主)であり、かつ先代の三谷佐渡若 の三谷二郎三郎について、給人屋敷一反をもつとともに筏

西山家のみならず、同じ祖谷山の高取名主である菅生家・ 生の一両具足と異なるところのない存在とみてよい。また 親のもとで四国各地を転戦している点で、土佐の槙山

久保家も参加したとなっており、祖谷山豪族の相当数が一 両具足として元親軍団に加わっていたと推測される。 なお、祖谷山と同じく土佐と国境を接し、白地城への香

以、山分へんこの御機遣尤専用候、連々入魂志るしなるべ 猶自是可申、謹言

に仕候

ニ加リ、土佐、并御當国、伊予、讃岐ニ而知行給候、右三 代之曾祖父菅生孫一郎、久保源次郎、西山主殿助三人旗下

一、土佐国長宗我部宮内少輔元親、四国分国之節、私共六

人之者共へ、元親ゟ御書、西山内蔵進、今以所持仕、写左

さたみつ口へ被打出候由御心遣不及是非、万若殿請合を

-89 -

西軍の一部として長宗我部氏と戦ったという伝承(漆川城 氏と反長宗我部氏とに分裂していくが、それを反映して大 ながりが強調されているものが多い。大西氏は親長宗我部 書・伝承については、池田を拠点にしていた大西氏とのつ 長平野からの通路になっている山城谷における諸家の由緒

覇の段階では大西氏も全体として長宗我部氏に服属してお などが入り交じっている。しかし、天正期の元親の四国制 主大西頼光の伝承)、逆に親長宗我部派に属して、土佐軍 の先鋒として戦ったという伝承(下名の大黒蔵之丞の伝承)

ある。

り、山城谷の豪族も元親のもとで一両具足として行動して

いたとみてよい。

宗我部氏と密接にからんでなされていたことが「土州人相 寺名へ出張ヲ構居候故、…」とある。後世に編纂されたも 門蒙仰大粟へ罷超候処、徒党人大勢之上へ土州人加り上山 加り」という表現になってあらわれている可能性が高い。 のであるが、大粟山・仁宇山など第一段階の反対運動が長 さらに、『阿淡年表秘録』天正十三年項に「兼松惣右衛

ている第一段階の反対運動が起こっている地をふくめ四国 祖谷山・山城谷に止まるものではなく、国境からやや離れ 元親軍団への一両具足としての参加は土佐と国境を接する

光川流域山間部にある美馬郡半平山の『尾形弥七郎家由緒 山の動向を中心にみていくが、史料面では一宇山と同じ貞 う側面からみておく必要がでてくる。これについて、祖谷 根底から否定される危機に迫られることに対する抵抗とい 山地内全域でみられたことを反映したものであろう。

なすことなく、一両具足として組織しているとみるべきで 国山地全域を軍事力の基盤として重視し、そこで活動する 土佐国内部に限定された存在とはいえなくなる。元親は四 在地豪族をその基盤としている惣村・惣村連合から切りは 阿波側四国山地のこのような動向をみると、一両具足は

第三章 -尾形家由緒書-惣村連合としての祖谷山と「堺百姓」の論理

て活動することで保証されていた惣村を基盤とする体制が 対運動については、国分により元親支配下の一両具足とし 下に入ることになる。その点からいうと、蜂須賀氏入部反 国山地の多くの部分が元親から切り離され蜂須賀氏の支配 そのようななかで四国国分がなされ、白地城をふくめ四

書』が注目される。これは従来取りあげられることの少な 国分に対応して祖谷山惣村連合がそれにどう対応すべく動 かった史料であるが、『南家由緒書』とつきあわせると、

いているかが浮かび上がってくる点で貴重な史料である。

史料六

此者元祖豊後国尾形惟義源平兵乱以後当国へ罷越、 末孫

尾形弥七郎其子甚兵衛其子彦十郎迄三好織部へ相仕、 美馬

略) ::

以上四ヶ所領知仕候所、土佐之乱砌三好家美馬九郎ニ被討 郡貞光村之内加路うと名、一宇山之内樫地、赤松、鈴目地

候節、右彦十郎戦死仕候、其子当弥七郎義、蓬庵様御入国

光村迄御発向之所、土佐より加勢御座候而、 以後、祖谷山之義御国へ相随不申ニ付為御討静、宗心様貞 御難渋ニ被思

山ニ而入口三ヶ所ならてハ無御座、御入込之上ハ右三ヶ所 召候所、当孫七郎御呼出シ彼山ノ義御尋に付申上候ハ、嶮

と言上仕、則和佐被召呼両人諜計ヲ以相静候様被仰出、 彼者ト両人一先祖谷山江被遣候へハ、申談罷越相計見可申 付、尚又申上候ハ、小野寺和佐与申者私不遁者ニ而御座候、 取囲イ申趣承知仕旨申上候処、相静申方便如何哉と御意ニ 旁

御相談御請仕、宗心様ニハ脇御城へ御帰城、右弥七郎・和

之旨上意ニ而、弥七郎義ハ宗心様より御結構被仰付、… (後 被遂聞召、早速被為達上聞ニ候へハ、宗心様御智謀御手柄 ろうと申峠迄加勢数百人寄せ来候得共、祖谷山裏返り候ニ 談仕、諸役御免被仰付候へハ和順可仕旨、然所土佐よりに 上ハ跡ヲ仕切討取申躰ニ取斗り居申候へ共、彼山侍共へ対 佐義不取敢祖谷山へ罷越候所、境目忍弐百騎斗罷在入込候 付土佐勢引申候、和佐・弥七郎脇御城江罷出右之段言上仕

内容を整理するとつぎのようになる。

1

尾形家の先祖は豊後国から当国に来て、子孫は三好織

十郎が討ち死した。 部に仕え、土佐の乱に際して (元親の阿波侵攻)、尾形彦 2 尾形彦十郎の子弥七郎は蓬庵様入国に際し祖谷山がし

びだされ、祖谷山について御尋ねがあった。

のの、土佐よりの加勢で難渋していた。その際弥七郎がよ たがわず、宗心様(稲田家初代)は貞光村まで発向したも

3 弥七郎は、祖谷山は険山で入り口三カ所以外は入れな いので、この三カ所を取り囲むべきことを申し上げた所、

相静める方策如何との問いがあり、小野寺和佐と両人で祖

谷山へ遣してもらえれば相計うと言上した。

平野地帯から祖谷山に入る重要な交通路になっており、そ

名は祖谷山に罷りこし、境目に二○○騎ばかりをしのばせ、 4 弥七郎と和佐とで相静めるようにとの命令があり、 両

とりつけた。土佐より「にろう」という峠まで加勢が数百 「対談」し諸役御免を仰せつけられれば「和順」する旨を いつでも討ちとれるようにしておいた上で、彼山の侍共と

人きていたが、祖谷山が「裏返り候」につき引いていった。

2~4項がいつ起こっているのか年月は記されていない

からみて、半平山を拠点にしている尾形家が天正十三年九 命令が「貞光・弥(祖谷)谷中」宛てになっているところ が、2項の内容と史料二-①の「土佐表」への藩主の出陣

寺和佐と両人で祖谷山に入っているが、この小野寺和佐が 記述しているものとみてよい。その際、尾形弥七郎は小野 月末の出陣命令に応じ蜂須賀側として出陣した際の行動を

『南家由緒書』にあらわれている一宇山の南(小野寺)源

道、孫某為里正、…」とある。井内谷は貞光谷とならんで 介居西井内、子義武称九郎左衛門、祖谷之役奉命絶運輸之 六であることはまちがいない。 これと関連して、『阿波志』三好郡氏族編に「大西上野

つか中立の立場をとるかしており、種野山が惣村連合とし これはそれ以外の種野山を構成する山は長宗我部氏側にた

郡の在地豪族の連合軍を作りあげており、尾形・南・大西 氏は脇町の稲田氏や池田の牛田氏の指揮下に美馬郡・三好 それに呼応したものであろう。つまり、入部直後に蜂須賀 状と同趣旨の催促状が三好郡にもだされており、大西氏は 諸家はその一角を担っているのである。 ていることになる。おそらく、上記史料二-①の軍勢催促 こで大西氏が「祖谷之役」において蜂須賀側に立って動い 『尾形家由緒書』2~4項はそのような状況のなかで祖

谷山に入った豪族連合軍の行動を尾形家に引きつけて記述

しているものとみなしうる。問題はそれがどこまで事実を

を単位に構成された惣村連合を形成しており「侍共」は惣

内部の三木山・柏原山に蜂須賀側の感状がだされているが、 ていることである。同じ反対運動のなかでも種野山はその ちがいない。注目すべきは「侍共」が一体となって行動し 村の指導者としての名主クラスの在地豪族を指すとみてま 山の侍共」について、祖谷山は惣村としての機能をもつ名 のべているかである。検討してみると、まず4項の「彼の

るとみてよく、その結束は強固であった。 ると、祖谷山の場合惣村連合として一体となって動いてい れの利害により独自の道を選択している。それらと対比す 族たちが両派にわかれて抗争しており、個々の名がそれぞ て一体化した運動を展開したのではない。山城谷でも、豪 武力によって制圧するのではなく、話し合いによる蜂須賀 である。祖谷山にもどる。豪族連合軍が祖谷山惣村連合を で蜂須賀氏は折衝による組織化をめざしているということ もなうものであることはまちがいないのであり、そのなか 氏側への帰属を模索していたことは祖谷山においても山城

と記されていることについて、同時点の山城谷との対比で さずに、折衝による蜂須賀氏帰属への働きかけをしている さらに同じ4項で、豪族連合軍があえて武力を前面にだ

れている。山城谷相川名主九郎右衛門は大野名主大野左兵 みておく。山城谷に口碑であるがつぎのような伝承が残さ

衛とは主従関係にあったが、蜂須賀入部に際しては命にし

たがわず乱民とともに反抗した、そこで大野左兵衛は九郎

柄となり、明治維新に至るまで大野家の人々は九郎右衛門 右衛門を狩りに託して誘殺した、これ以後両家は仇敵の間

ず多くは不問に附したようである」とし、反対派を最大限 佐と国境を接している山城谷でのこの紛争が四国国分にと 取り込んでいくことが藩側の方針であったとしている。土 はこれについて、「蜂須賀氏はこの騒動に対してはつとめ 宅の近傍を避けて通行したというものである。 近藤辰郎氏 て雅量をしめし、従う者は許しあえて残党の検挙を厳にせ

合軍の指揮にあたっている稲田家を通して藩主の安堵をえ 山家などが蜂須賀氏側への組みこまれを受け入れ、豪族連

が、山城谷と同じく藩の方針があり、その方針のもとで動 そして話し合いの結果祖谷山豪族は「諸役免除」を条件

いているのであろう。

谷と同じ方針をとろうとしていることのあらわれとみてよ

い。尾形家が主体となって折衝したようにえがかれている

尋為 町之御城へ、早々被召出、三人之者共、系図之儀被為遊御 久保源次郎、西山主殿助三人之者共、蓬庵様入国之節、 山舊記』所収の西山家由緒書に「六代之先祖菅生孫一郎、 御意、私共持懸之名職拝領被為仰付旨、…」と記

保持を認められている。脇町城は稲田氏の居城であり、 部に際して、脇町城に召出され「御意」としてその名主職 されていることに注目したい。西山など三家は蜂須賀氏入 に蜂須賀氏側に組織された。これについて『宝暦本・祖谷

すなかで、蜂須賀氏側へ帰属していったことの一端をしめ すとみて不自然ではない。 はなく、祖谷山豪族全体として豪族連合軍と折衝をくり返 ているということであろう。これは西山家など三家のみで

して送りこもうとしていることについて、『南家由緒書』

さらに長宗我部氏が加勢すべく軍勢を「にろう口」を通

5項で祖谷山に入った南八蔵らは「祖谷山境目」の山にい

こなっているというのが現実であった。そして、祖谷山全 つつ、他面で祖谷山内部では惣村連合と平和的な折衝をお 族連合軍は一面で国境間近に迫っている土佐勢をくいとめ る土佐勢と対峙したとあることと対応する。すなわち、豪

の軍勢は引き上げざるをえなかったということであろう。 域の蜂須賀氏側への組織化が実現したことで、長宗我部氏 つまり、『尾形家由緒書』2~4項は祖谷山惣村連合と

蜂須賀氏の代理としての豪族連合軍および長宗我部氏の三 の状況に注目したい。山本浩樹氏は戦国期にあって大名領 めた四国山地の状況をみていくが、まず同時点の中国地方 以下、この記述を手がかりに四国国分時点の祖谷山をふく 者の動きをほぼ事実に近い形で記述しているとみてよい。

国間で両属的な曖昧な中間地帯が存在するケースがあり、

年(一五七九)頃からの毛利氏・宇喜多氏の衝突のなかに 結合により秩序が保たれていた地域となっており、天正七 備中国南部地域をとりあげる。この地域は地侍層の地縁的 その例として織田(豊臣)氏・毛利氏の角逐の場であった た「境目」は解消されるのであり、これが国分であるとし、 はじめて大名間の境界が画定され、領域的な広がりをもっ そのような場合大名間の紛争が最終的な決着をみたとき、

れかに加担ということはあったが、それは争乱のなかで自 おいても、地下人一揆という形で相対峙する両陣営のいず

定されるなかで「半納」の基盤である「境目」が消滅する の秀吉側と毛利側との間で領域確定交渉が進み、境界が画 の最前線に位置した「境目」の村々で「半納」が実施され とであった。戦線の膠着状態をむかえるなかでは、両勢力 分たちの安全を確保するために状況をみきわめた上でのこ 両属性が保持される。しかし天正十二年(一五八四)から

属せず」において「王朝時代までは祖谷全山の阿土に挟ま 祖谷山村史』がその第一九章 四国国分にもどる。四国山地については、『大正版・西 「祖谷は往時国郡の何れにも

ことにより国分(中国国分)が成立したとする。

れ、何れの国にも、何れの郡にも何れの郷にも属せざりし

や開けし海岸線にても、天正の頃まで土民は阿波とも土佐 する。村史は海部郡をもとりあげ、「海部の如き人文の稍 べ、土佐側からは祖谷山は土佐の一部とみなされていたと 走る国境線はその垣根は低かったといえる。それと関連し し…」としている。つまり、中世においては四国山地内を 谷山中の如きは其地が阿土何れに属せるやを知らずして過 とも其部属をわきまえざりし」とし、「人文の開けざる祖 面の人は祖谷を紀称して奥豊永といへりと伝へり」との は事実なり」とし、さらに「足利氏の始世に土佐の豊永方

の祖谷へ来たもんじゃわな。

宇山でおるもんじゃわな。一宇山でおり、喜多源内が、こ

祖谷とつけたかというたら、その、土佐から年貢をとりに 祖谷というところは、昔から、祖谷というのはどうして

来たら、

と言うて、年貢を土佐へ納めざったんじゃと。阿波から年 貢を取りに行くと、 「ここは阿波じゃ、土佐へ年貢を納める必要はない」

「ここは土佐じゃ、阿波へ年貢を納めることはない。」

と言うて、なんぼにも年貢を納めなんだんじゃちゅう。ほ

んで、どっちへも年貢を納めずに、その、悪いことをした

り、戦争に負けたりいろいろしたら、すぐに祖谷へ逃げこ んで祖谷ですまいしたもんじゃけに、ほんで、イヤな土地

じゃというんで、 「ここはイヤな土地じゃ、イヤな土地じゃ」

仕、少しに而も我々勝手宜敷方へ相極申に付、諸事御免被

誠に祖谷山之儀は土州御境目に而、両国之下民日夜応対

史料六ー①

て史料六をみておく。

為遊可然旨申上候所、被為聞召届、御検地之義は其方了簡

に任せ下、不相痛御為成り申様に可仕旨被仰付候

というんで、祖谷とつけたもんじゃ。

史料六一②

でからに南八郎、喜多源内というて、南八郎というのは一 喜多源内ちゅうのはな、魔法使いでな。ほいて魔法使い

史料六ー①は『舊記』の慶長十七年検地にかかわる部分

の記述である。ここで喜多安左衛門は祖谷山は土佐との国

りたてで臨むべきであると藩主に進言しているとしてい しでも都合の良い方につくので、「諸事御免」を方針とす 境にあり、この地の「下民」は土佐・阿波両国のうち、少 るすなわちきびしい年貢取りたてではなく、ゆるやかな取 の低いなかで、阿波に入部した蜂須賀家政は四国山地につ 佐と阿波とを分断することになる。しかし、国境線の垣根 状況がしめされているといえる。 つつ、両国からの課税圧力をまぬがれようと行動している そして四国国分の実施は、四国山地内を走る国境線で土

周辺の四国山地の住民は自分に都合のよい方につくとい る。慶長年間ないしそれ以前において、祖谷山およびその

である。史料六ー②は三好郡一帯に広く分布する喜多源内 う、国境にまたがる自立的な動きを展開しているというの 伝承の一つである。喜多源内は近世初頭の人であるが、こ

の伝承はその前史にあたる伝承として語られており、両国

話ではあるが六ー①の史料を裏付ける内容になっている。 軽減をはかろうする祖谷山住民の行動が語られており、民 がら、土佐からの年貢も阿波からの年貢も拒否して負担の の境にあることを利用して他地域からの流入をも受容しな

外部からの流入者をうけいれながら、特定の支配者の支配 全域にわたって展開していたことはすでにみたが、史料六 四国山地においては、自立性の高い惣村ないし惣村連合が のもとにない「境目」の地にあることを背景に、「半納」 でしめされているのは、そのような惣村ないし惣村連合が

とは異なるが「堺百姓」の論理ともいうべき論理を駆使し

をめぐる角逐を浮かびあがらせているが、その点で、天正

び在地の惣村連合の三者のせめぎあい、さらにいうと、四

『尾形家由緒書』2~4項は蜂須賀氏・長宗我部氏およ

国山地という境目の地を両大名のいづれが支配下におくか

なってあらわれている。

それが祖谷山との境目まで軍勢を送りこむということに 領域内にふくまれるのは当然とみなしていたようであり、 我部氏も天正十三年に至るまでの間、 効支配を確立する方向を前面に押しだしている。一方長宗 四国山地全域が元親

氏の影響力を軍事力で排除して在地の豪族を圧伏させ、実

いては平和的な組織化を一面で追求しながらも、

長宗我部

ていた土佐とのかかわりの深い祖谷山については、土佐の 内とみなしていた可能性が高い。とくに奥豊永ともいわれ な国境線とはみなしておらず、四国山地全域を土佐国領域

の軍事基盤となっていたこともあり、この国境線を実質的 96 -

に両大名を相手に折衝をくりかえしていく。『尾形家由緒 合としての結束をみだすことなく、その結束した力を背景 が基盤としている惣村・惣村連合の保持してきている高度 賀氏の支配をうけいれず、それへの抵抗ないしは折衝をく な自立性・自主性の保証であった。祖谷山の場合、惣村連 りかえしていくが、そこで志向されていたのは在地豪族層 わち、在地側は長宗我部氏の影響力を背景に容易には蜂須 以後と基本的に同じ状況があらわれているといえる。すな 十三年秋の四国山地の阿波国側には備中国南部の天正七年 動について、運動としては惣村連合がまとまって動くケー きが典型的にあらわれているといえる。 にかけての交渉をおこないながら、自分たちにとって有利 てていた可能性が高い。それは長宗我部氏側からみれば「裏 とみなした方につくという、中世的な惣村連合としての動 谷山の惣村連合の勝利ともいえる。ここには両大名を天秤 しかしこれは逆に結束した力を背景に有利な選択をした祖 返り」以外のなにものでもなかったということであろう。 を蜂須賀氏から取りつけたところで、長宗我部氏を切り捨 天正十三年秋の四国山地内における蜂須賀氏入部反対運

惣村の自治的な側面の確保を意味するのであり、「堺百姓 除」の内容は不明であるが、元親のもとで保証されていた とりつけて蜂須賀氏へ帰属したとしている。この「諸役免 書』2~4項では惣村連合側は「諸役免除」という条件を 豪族層が依拠していた年貢・検断などの地下請を核とした 動いているケースとが混在している。そのなかで祖谷山の ケースは惣村連合が結束して行動する典型をしめしてお スと、惣村連合を構成する名(惣村)単位が独自な判断で

とみなしている。さきにみたように長宗我部氏は軍勢を国 一方、長宗我部氏側は祖谷山惣村連合の行動を「裏返り」 あった。蜂須賀家の由緒書『蜂須賀家記』では「時仁宇谷・ り、蜂須賀氏が周辺の豪族を組織して豪族連合軍を作って 祖谷賊、負険不服」として入部反対運動が仁宇谷と祖谷山 いるのも、そのような惣村連合の強力さへの対抗のためで

の二カ所が中心となって起こっているとしている。第一段

村連合は両大名双方との折衝を展開しており、有利な条件 佐側とも折衝をくり返していたのではないか。つまり、惣 く、この二カ所が四国山地のなかでもっとも組織的な反対 階を仁宇谷に第二段階を祖谷山に代表させているとみてよ

境線まで進めており、史料は残っていないが惣村連合は土

としての地位の保証を獲得したとみてよい。

運動を展開していた地域になっていたことをよくしめして

関連して隣国の讃岐についてみておく。四国国分のなか

で讃岐に入部した仙石氏にたいしても入部反対運動が起

原山、百姓起一揆、依背秀久之命、刎百余人」と記されて こっており、『讃岐国大日記』天正十三年項に「香東郡安

ちまたとなり、馬蹄に田畑を踏荒され、其上賦斂を虐せら の人民、近年来元親か為にかけ悩まされ、しはしは兵革の いる。この記事にかかわって『改撰仙石家譜』に「当国(讃岐) かは定かではないが、阿土国境の走る四国山地中心部分

官を置き、検使を副て穿鑿せしむるといへとも、猶未進者 れしを申立、貢調を欠如する者尠からされは、…郡邑に代

多けれハ、…此上は武威を以て邪民を正すへしとて、其張 太郎を始め首魁十三人、其余の党類百余人を召捕へ、…」 本安原甚太郎といふ者、香東郡安原山に匿れ住めり、…甚

は阿波と国境を接する阿讃山脈内の山間部に位置するとこ とある。ここでの長宗我部氏に多くとられたので、仙石氏 で明確ではないが、安原山(現香川郡塩江町にふくまれる) の「堺百姓」の論理と同じである。他の関係史料がないの に支払う余裕はないという年貢納入拒否の論理は、阿波で

ろからみて、この論理にもとづく抵抗が、讃岐の山間部を

中心に展開していた可能性が高い。

馬郡曾江山・岩倉山では蜂須賀入部反対の行動が起こって おり、一宇山の南家はその鎮圧に参加している。両者とも そしてこの安原山と阿讃山脈を境に接している阿波国美

抵抗であることはあきらかであり、ほぼ同時に起こってい 長宗我部氏降伏後に新規に入部した蜂須賀氏・仙石氏への

るとしてよい。両者が呼応した上での動きであったかどう

を武器に有利な条件をもとめて新支配者との対立・折衝を 豪族たちが長宗我部氏支配を背景にした「堺百姓」の論理 吉野川を越えて対岸の阿讃山地という四国山地支脈、すな わち四国山地のほぼ全域で、在地の惣村やそれに依拠する

第三章 反対運動の終息

よい。

くりかえしていたのが四国国分段階の現状であったとして

てである。桑田氏は北六郎三郎が祖谷山の土民を説服し、 つぎの問題は、この反対運動がいつ終息したのかについ

木屋平の松家長大夫は名西郡上山村の反民を鎮め、山田宗

との関連で史料七をみておきたい。 いるが、祖谷山をのぞき終息時期を明記していない。それ 六年間におよんだが天正十八年には平静に帰したとのべて 重が仁宇谷を平定したとし、祖谷山のみが抵抗が継続され

史料七

不及申候へ共、國衆并今度渡海之御牢人衆、御堪忍候様ニ 當國之様子諸式、以一書、阿波守仁、申渡候間、被得其意、

御異見憑存候、若又各御才覚ニも不被及之儀候ハバ、拙者 御心付肝要二存知候、阿波守若候間、何事茂諸事被引取!

かたへ可被仰候、恐々謹言

蜂須賀彦右衛門尉

正勝御花押

十一月三日

稲田太郎兵衛尉殿

牛田又右衛門殿

(中略) ::

参人々御中

この正勝書状について宇山氏は入部に際しての阿波の在

るとする。一方、『神山町史』は「阿波の地侍と四国平定(※) はこの土豪一揆への対策もあって慎重な対応がなされてい 上のことであったとし、以後進められていく検地について てほしいと重臣らに依頼しているのも抵抗の激しさをみた 藩主の父正勝は藩主家政が若いので何事についても配慮し 地豪族からうけた抵抗は蜂須賀氏に衝撃をあたえており、

若い家政を補佐することを重臣たちに依頼したとしている。 牢人衆」については「御」という敬称が付けられているこ とからみて、正勝が四国平定に際し四国に送りこんだ牢人 この「國衆并今度渡海之御牢人衆」についてであるが、「御

の際に渡海した牢人たちへの扱いに注意すること、そして

阿波・讃岐を失い土佐にとじこめられた長宗我部元親を指 領地・地位をうしなって落魄している人の意味があるので、

を指すとみるのは無理である。牢人には牢籠の人すなわち

月に元親は秀吉に拝謁しており「今度渡海」と矛盾しない すとみるべきである。書状のだされる直前の天正十三年十

し、敬称が付けられていることも当然ということになる。

を指すとし、宇山氏は蜂須賀入部反対運動を展開した四国 一方「国衆」については、『神山町史』は阿波の地侍一般

山地の在地豪族とみている。これについて備中南部のケー

状によると、毛利側が「半納」という両属性をそのままに んでいるが、天正十二年十一月の正勝・孝高らの恵瓊宛書 孝高などと、毛利側の安国寺恵瓊により領土確定交渉が進 スをみておく。天正十二年から秀吉側の蜂須賀正勝・黒田

解消を優先させる姿勢をとっているという。 界線以東の毛利方諸城の引き渡しを優先させ、「半納」の 現しようとする姿勢をとるのに対して、秀吉側は新しい境 し、未解決の領土問題をのこしまたままで暫定的和平を実

ここで正勝が毛利との交渉にあたっていることに注意し

たい。正勝は惣村(連合)がその地域独自な秩序を保って

関係のなかで、容易ではないことを実感しており、それだ 設定ということが、対毛利氏・対在地の惣村という複雑な 処理にあたっている正勝は「境目」の地における境界線の みこむ方針の実行者としてあらわれている。しかし、現実 いこうとする動きを否定し、大名権力のもとに全面的に組

さであろう。その点でいうと、この「国衆」は宇山氏の指 豪族やさらにはその背後にいる長宗我部氏への対応の慎重 正勝が重臣たちに求めているのは、国境地帯における在地 という方向に一種のあやうさがあるとみたのではないか。 けに家政のとっている軍事力に重点をおいた境界線の設定

いるとみるべきである。

谷山をふくめて十一月には沈静化していたことをしめして

息宣言になっているのである。 蜂須賀氏のもとへの組織化に成功したとする、反対運動終 を表しているとみてよい。その意味でこの書状は四国山地 認めているのであり、重臣らがそれにそそいだ努力に謝意 てきている国分が大筋においては軌道にのっていることは とらえた方が妥当である。ただ、正勝も八月以来進められ の豪族ないし惣村に対する長宗我部氏の影響力を断ちきり

摘のように四国山地で蜂須賀氏入部に抵抗していた豪族と

桑田氏の場合は『舊記』に天正十八年十二月に北六郎三郎 が、祖谷山のみは終息するのは十八年になってからとする。 研究史では入部反対の動きは天正十三年中に鎮静化する

おく必要のあるのは、入部反対行動第二段階の焦点は祖谷

山にあり、祖谷山での事態の沈静化をぬきに阿波全土での

の書状がだされていること自体が第二段階の反対運動が祖 入部反対行動の沈静化はいえないことである。その点でこ れており入部反対行動とは直接の関係はない。とくにみて るが、六郎三郎の定使任命は天正検地とのかかわりでなさ が定使となってことをもって一揆が終息したとみなしてい

以上、『舊記』からはなれ、南・尾形両家のものを中心

て検討してきた。天正十三年八月から九月にかけて、仁宇とした由緒書・系図を素材に、蜂須賀入部反対運動につい

部で入部反対運動が起こっており、引き続き九月から十月山・大粟山・種野山という那賀郡・名西郡・麻殖郡の山間

国山地は惣村・惣村連合が広範囲に展開しており、かつ戦境紛争をからめた入部反対の動きが顕在化する。中世の四にかけて祖谷山を中心とする阿土国境地帯で、土佐との国

の一環として入部してきた蜂須賀氏に対して、惣村および者たちが活動していた地域であるが、反対運動は四国国分

国末期においては元親支配下の一両具足として惣村の指導

になっているのは祖谷山を中心とした国境線近くの地域で衝するということで展開する。とくに九~十月段階の焦点その指導層である在地豪族の自立性保持を求めて抵抗・折

地域を実効支配するかで国境紛争という形をとった対立が

あり、国境線の垣根の低さもあって両大名のいずれがこの

豪族連合軍を送りこみ、武力抑圧ではなく諸役免除という顕在化する。そのなかで蜂須賀氏は周辺の豪族を組織した

後なされてきた反対運動も、藩主の父正勝の書状がだされ我部氏は手をひかざるをえなくなる。そして八月の入部以帰属を選択する。一方祖谷山豪族の組織化に失敗した長宗折衝をかさねながら有利な条件を引きだして蜂須賀氏への

利益で祖谷山豪族を蜂須賀側に組織することをさぐり、一

方惣村連合は両大名を相手に「堺百姓」の論理を駆使して

た十一月には沈静化しているとみてよい。

以上のことと研究史では定説となっている桑田氏の論と

支配をめぐる争い(国境紛争)がからんで進行しているこくに第二段階は長宗我部氏と蜂須賀氏のこの地域への実効たため、この運動が長宗我部氏の動向と深くかかわり、と

らず、反対運動の基盤となっている惣村・惣村連合の動向地域が惣村が高度に発達している地域であることをみておとを把握できていない。また反対運動の舞台となっている

を欠落させてしまっている。さらに、桑田氏をふくめほと

てはふれないまま、一宇山南家の一員である北六郎三郎・連合の活動、さらには両大名の祖谷山をめぐる角逐についんどの研究が依拠している『舊記』について、祖谷山惣村

— 101 —

圧し、以後祖谷山を専制的に支配していくとしている。し 安左衛門が蜂須賀氏入部に抵抗する祖谷山豪族を武力で鎮

たとは考えられない。なにより、『尾形家由緒書』であき 在ではなく、祖谷山豪族を武力鎮圧する中心的な地位にい

豪族連合軍に加わっていた可能性は高いが、それ以上の存 かし六郎三郎らは南家の一員として祖谷山に送りこまれた

の時点で武力鎮圧はなかったのである。つまり、『舊記 かで蜂須賀氏帰属がきまっていったことに留意したい。こ

の記述は蜂須賀氏入部直後の祖谷山の現実とはかけはなれ

らかなように、祖谷山では平和的な折衝がなされ、そのな

よび周辺の四国山地についての従来の研究は全面的な見直 たものになっており、『舊記』に依存した天正期祖谷山お

しを必要とする。

注

- (一) 私家版 一九三〇年。
- (2) 一二~二七頁に収められている。
- (3) 全文は『大正三年物産陳列場版・阿波藩民政資料』(復刻 近世の祖谷山をみる上で重要な史料として従来利用されて 版)の一一○七~三九頁に掲載されている。この書は中・

(4) 四国国分については、藤田達生「豊臣期国分に関する一 考察-四国国分を中心に-」(『日本史研究』三四二号 一九九一年)を参照。

- (5) 阿波における山所領については、福家清司「阿波国中世所 を参照 領研究ノート」(『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年)
- (6)この由緒書には異なった二つの系列が存在する。一つは として収められている(徳島県立文書館所蔵マイクロフィ | 阿波国続徴古雑抄』2(中)に「家系・南八蔵家系申立
- れ以後の作成である。もう一つは『一字村史』(一九七二年) 文中に宝暦十一年(一七六一)の事柄が記されており、そ ルムによった。未公刊)。作成年月は記されていないが
- 史料一は村史からの引用である。 ある。両者の天正年間段階までの記述は同一である。なお、 化五年(一八〇八)八月の記述があり、それ以降のもので

れている(同村史五二四頁)。やはり年月記載はないが文 に一宇村蔭居住の南正二郎蔵「南家由緒書」として記載さ

が書きあげられており三通はそのなかにふくまれている。 証文並御書其外御状事」として、中世文書をふくむ一五通

六氏蔵となっているが、森甚一郎「木頭村の古文書」(徳

(8)『物産陳列場版・阿波藩民政資料』三五頁に海部郡近藤金 (7)『阿波国続徴古雑抄』所収の『南家由緒書』の末尾に「御 ただし、『一宇村史』にはこの関連文書は掲載されていない。

によると、海部郡(現那賀郡)木頭村近藤家に所蔵されて 島県立図書館編『総合学術調査報告・木頭』一九七〇年) (20)これは『宝暦本・祖谷山舊記』における西山家の項の記述 り、祖谷山高取名主八家の由緒書集成ともいうべきものに である。この書は宝暦九年(一七五九)年に作成されてお

- (9) 那賀郡木頭村刊行『木頭村誌』八頁 一九六一年。

(1) 歴史と民俗の面からみた阿波と土佐とを結ぶ峠については、 山崎清憲氏『土佐の峠風土記』一九九一年が参考になる。

(Ⅱ)近藤辰郎氏著『山城谷村史』二○二頁上 一九六○年。 峠についてはいづれもこの著によった。

(1)三名士ともいい、藩政期には御境目御押御用を仰付けられ ている。『三名村史』(田村正著 一九六八年)第二編第六 章三名士項参照。

13 注1『山城谷村史』三三七~三八頁より引用 注11『山城谷村史』二〇三頁:

(16) 宇山氏注15論文二四頁。 同氏「表高成立過程に関する一考察―阿波蜂須賀氏の天 正・慶長検地帳を素材にして-」 鳴門史学六集 一九九二年。 二四頁

(17)山本大氏「四国の蓋-長曽我部元親の四国制覇-」『図説 高知県の歴史』 一九九一年)。

19 18 同氏「近世土佐の山村」 山本大編『高知の研究』三 石井編『中世の風景を読む6・内海を躍動する海の民 同氏「土佐の山村-大忍庄槇山を中心として-」 一九九五年、八一~三頁および八五頁。 網野・

一九八三年。

猪井達雄編『稲田家御家中筋目書』(三)三一三頁 千六十八 尾形弥七郎項所収。 中山茂順。『徳島県史史料一』に活字化されている。

23

(2)嘉永四年(一八五一)に編纂された徳島藩の正史。編者は

(21)『三名村史』第二編第五章大西氏項参照。

前史―」『史窓』三五号 二〇〇五年。

なっている。詳しくは、拙稿「近世阿波国学の潮流-榲邨

24 『南家由緒書』本文では尾形家との共同行動にはふれてい から南源六に宛てられた書状に、「…其口より御人数被遣 ない。ただ、その付属史料である上掲史料二ー②の稲田氏

ら、此者(尾形弥七郎)が到着次第南源六・八蔵親子は面 も工夫することもあろうし打ち合わせすることもあろうか

(2) 『阿波志』 全一二巻。 佐野山陰 (之憲) が編纂した藩撰地誌。

文化一二年(一八一五)年成立。徳島県立図書館蔵呉郷文

庫本による。

談するように稲田が指示している、ととりうる。つまり、 とある。南・尾形両家が祖谷山に入るに際し、南家として 者参着次第父子なから御下地何事も面にて可申入候、 候はん条、随分才覚候へ、尚々意に少々談合申儀候間、 同行動がえがかれていることになる。 本文では直接にはふれられていないが、付属文書にこの共

-103 -

- 26 注11『山城谷村史』二〇三頁。
- (27)注20『宝暦本・祖谷山舊記』西山家項。 同氏「戦国大名領国「境目」地域における合戦と民衆」『年

報・中世史研究』第一九号、一九九四年。

29 村史九四~八頁。なお、『大正版・西祖谷山村史』の著者 は喜多家の直系である喜多源内である。

(34)『大日本史料』第十一之十八(五四頁。

(35)『阿波国・徴古雑抄』 四七五頁

同氏「蜂須賀氏の阿波入部直後の検地と年貢徴収」『史窓』

二二号四八頁 一九九一年。

(33)『香川叢書』二 所収。

論は正当であると考えるが、今後中国地方の動向との対比 阿波と土佐との国境線をめぐる動向をみる限り、藤田氏の とすべきである」として、藤木説に疑問をなげかけている。

をさらに深めることで、実態がより明確になるのではないか。

(30)「喜多源内の話・話者 川崎 下西芳蔵」 池田町昔話・伝 説資料集編集委員会編『阿波池田の昔話と伝説資料集』

<u>3</u>1

三一九頁。

中世後期の惣村に結集した農村たちは自分たちの生き残り

37

三六八頁。

- 山惣村連合は自らにとって有利と判断をした選択をしたも れた祖谷山で起こっていることはこれと同じであり、祖谷 氏『土一揆の時代』−七○頁)、天正期の両大名にはさま は寝返ることは当然のこととみなされていたが(神田千里 をかけて、積極的に戦う領主のいづれかに加担することは 一般的にみられることであり、それだけに戦況のいかんで
- (32)なお四国国分について、藤木氏は豊臣政権下における国分 これについて藤田達生氏は注4論文で「当事者として力関 質があるとされ、四国国分はその嚆矢と位置づけている。 者の自力を排して職権的な強制執行の態勢をとることに特 は戦国期の国分とは峻別され、戦国大名の交戦権を否定す のである。 る惣無事令が貫徹しており、裁定の実現に当たっては徒事 38 本稿は科学研究費基盤研究C「幕藩制下阿波における中世 注28山本論文八六頁参照 山村像の変遷」(代表丸山)の中間報告である。

係で決定し相手方を従属させる武力征服の色彩が濃かった

- 神山町史編集委員会『神山町史』上巻 二〇〇五年
- -104